平成２７年（フ）第４７１号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目２番地１　瑞穂野市営住宅37号棟44号室
債務者　小山　明子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９０号
栃木県小山市暁３丁目４番１号　パールハイツ206号
債務者　海老原敏恵（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成27年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第６４号
大分県豊後高田市香々地4647番地１
債務者　廣元　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止の取消決定確定等

平成２７年（フ）第２４号
北海道沙流郡日高町富川西２丁目６番15号
破産者　大石　政勝
1　主文　本件破産手続廃止を取り消す。
2　決定確定日　平成27年11月18日
3　破産管財人　弁護士　桶谷　和人
4　破産債権の届出期間　平成28年１月８日
5　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年３月３日午後１時30分
6　債権調査期日　平成28年３月３日午後１時30分
札幌地方裁判所浦河支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第７３号
奈良県橿原市十市町809番地の１
破産者　西岡印刷工芸ことからおけ微笑こと
西岡　秀悟
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１１９７号
さいたま市見沼区大字東門前335番地１　ハイム東門前106号室、旧住所さいたま市大宮区土手町３丁目165番地７
破産者　関上伊一郎
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
川崎市幸区古市場２丁目80番地
破産者　後藤　　力
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５７０号
静岡市葵区瀬名中央４丁目５番16号、開始決定時住所静岡市清水区鳥坂1032番地
破産者　望月　明野
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９号
青森県上北郡東北町大字上野字新堤向80番地８
破産者　小笠原　豊
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
静岡県伊豆市加殿163番地
破産者　杉山　節男
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２５９号
東京都町田市金森東１丁目８番18号　愛川パレスＤ－202、破産開始決定時の住所静岡県浜松市中区八幡町340番地
破産者　内山加代子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
静岡県浜松市西区志都呂町534番地の８
破産者　井ノ口公路
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１３２３号
京都府相楽郡和束町大字南小字川口20番地の１、住民票上の住所京都府木津川市加茂町里東里33番地１
破産者　但馬　年子
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
愛媛県今治市唐子台西２丁目９番地11
破産者　月原　　榮
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１１３号
長崎県長崎市平間町255番地３
破産者　峯　太喜男
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８号
宮崎県都城市高城町有水3533番地２
破産者　東　　和美
1　決定年月日　平成27年12月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部